

船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第310号	
事故等種類	衝突（岸壁）	
発生日時	平成21年12月5日 12時46分ごろ	
発生場所	広島県尾道系崎港 ^{おのちいとさき} 尾道系崎港松浜 ^{まつはま} 防波堤南灯台から真方位127° 400m付近 (概位 北緯34°22.9' 東経133°06.9')	
事故等調査の経過	平成21年12月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 自動車運搬船 ^{ニュー センチュリー} NEW CENTURY 1（パナマ共和国）、52,863トン 船舶番号、船舶所有者等 9229398（IMO番号）、FENG LI MARITIME CORPORATION	
乗組員等に関する情報	船長、船長級免状（パナマ共和国発行）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 左舷側外板擦過傷 岸壁 コンクリート剥離及び擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか21人が乗り組み、尾道系崎港内を北東進中、平成21年12月5日12時46分ごろ岸壁に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風力 8 海象：潮汐 上げ潮の末期、潮流 約2.1ノットの東流	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、尾道系崎港内の錨地に向けて北東進中、船尾方からの強風を受けて行きあしを制御できなかったものと考えられる。 本船は、満載時の喫水が船首尾とも9.025mであるが、当時の喫水は、船首約4.80m、船尾約6.00mであり、風を受ける面積は、通常の航海時より大きかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が尾道系崎港内の錨地に向けて北東進中、船尾方から強風を受けたため、行きあしを制御できず、岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。	